

公益財団法人パブリックリソース財団
ご寄付の取扱い要領

I 寄付の方法（使途別）

パブリックリソース財団（以下、当財団）へのご寄付には、以下の5種類の方法があり、それぞれ次のように使途をご指定いただくことになります。

①特定（テーマ）基金への寄付	既存の各基金がそれぞれ対象としている特定の分野・テーマにおける助成金（AED 基金の場合は AED 購入資金）として、使途を指定することとなります。具体的な助成等の対象者（以下「助成先」）については、当財団が定める手続きに則って選定します。
②独自（オリジナル）基金の創設	当財団との協議を通じて、特定の分野・テーマにおける助成金として、使途を指定することとなります。但し、①のように既存の分野・テーマには限定されません。物品寄贈のような助成金以外の活用方法の検討も可能です。具体的な助成先については、当財団が定める手続きに則って選定します。
③使途を指定しない一般寄付	使途は指定せず、当財団に一任することとなります。 この場合、当財団の「寄付金等取扱規程」に基づき、寄付金の 50%以上を助成など当財団の事業（①の既存基金を含む）の費用に充てるものとします。また、同規程に基づき、50%未満を当財団の運営管理費に充てることがあります。
④財団運営への寄付（賛助会費）	寄付は賛助会員としての年会費となり、全額が財団の運営管理費に充てられることとなります。
⑤ ギブワン (Give One) 寄付	あらかじめ当財団が定める手続きに則って選定されたギブワン(Give One)のウェブサイト上に掲載のプロジェクト、即ち個別の NPO による個別の活動への助成金として、使途を指定することとなります。 なお、寄付の決済方法がオンラインでなくオフラインの場合も同様となります。

II 寄付の取扱い

公益性と公正性を担保するため、当財団ではお受けする寄付及びその使途等について、次のように取り扱うこととしております。

当財団への寄付が行われた場合、本「ご寄付の取扱い要領」にご理解・ご賛同いただいたものとみなします。

1. 寄付者の適格性・適法性

寄付者が次のいずれかに該当する場合は、当財団は寄付をお受けできません。

- ① 寄付者の意図が当財団の活動趣旨と異なると当財団が認めた場合。
- ② 寄付者と当財団で利益相反があるか、もしくはその恐れのある場合
- ③ 寄付の目的が税の不当な軽減であると認められる相当の理由がある場合
- ④ 寄付者が暴力団等の反社会的勢力に該当するか、もしくはその恐れがあると当財団が判断する場合

- ⑤寄付者が④に記載の勢力との関与があるか、もしくはその可能性があるとして当財団が判断する場合
- ⑥その他、当財団が社会通念上不適切と思われる相当の理由があると判断する場合

なお、寄付を受け入れた後にいずれかの事実が判明した場合は、当財団の判断において寄付の受入を遡及的に取り消すものとします。

この取り消しに伴って、すでに助成金等および経費として支出している分を除き、寄付金は寄付者に対して返金するものとします。なお、寄付者の所在が直ちに判明せず連絡が取れない場合等、返金が困難な場合には、返金を行いません。

2. 寄付金の使途・配分

受け入れた寄付金は、一般寄付および賛助会費を除き、原則としてその80%以上を助成先となるNPO等団体または個人を支援するための助成金あるいは事業費として活用し、20%を上限に個々の寄付基金における募集、審査等に所要の事業経費および当財団の運営管理費に充当するものとします。

一般寄付および賛助会費については、上記のI表に記載の通りです。

なお、個別の寄付者との協議及び合意により使途・配分を変更することがあります。

3. 寄付者の希望の尊重と助成先選定の公正性

あらかじめ当財団が定める手続きに則って選定された個別のNPOによる個別の活動を指定する「ギブワン(Give One)寄付」以外の場合も、寄付者は書面によって寄付の対象としたい分野・テーマ、個別の助成先やその活動、その他の使途などについて希望を表すことができるものとし、当財団は可能な限りこれを尊重します。

ただし、具体的な助成先は、当財団が定める手続きに則って厳正・公正に選定するものとします。

4. 寄付金の効果的な活用

助成に当たって当財団は、寄付のご趣旨を活かし、社会にとって最も有効な効果が生まれるように配慮しながら助成先を決定し、助成先においても所期の助成の効果が発揮されるように、促し支援してまいります。

ただし、助成先の自律性を尊重する観点から、その個別の活動について、助成による目的や目標の達成あるいは活動の成果および助成後の継続的な助成先の運営や活動の実施を当財団が保証するものではありません。

なお、助成先において違法行為や不正をはじめ当財団の「助成金交付等規程」に違反する事態が生じた場合には、助成先への所要の調査を行い、適切に対応します。

5. 寄付金の返還

当財団が受け入れた寄付金については、原則として寄付者への返還はできません。

以上

2016年7月27日現在